

白山市特別用途地区建築条例

別表（第5条関係）

地区	建築してはならない建築物
第1種 特別工業地区	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物 (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ホテル、旅館 (4) 学校 (5) 畜舎で床面積が15平方メートルを超えるもの (6) 次に掲げる事業を営む工場 ア 原動機を使用する魚肉の練製品の製造 イ めっき ウ 玩具煙火の製造 エ せっけんの製造 オ 魚粉又はこれを原料とする飼料の製造 カ 羽毛又は毛の洗浄、染色又は漂白 キ ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白 ク レディミクストコンクリートの製造 ケ ドラム缶の洗浄又は再生 コ スプリングハンマーを使用する金属の鍛造 サ 自動車、自動二輪車その他これらに類するものの解体 (7) 政令第130条の9の規定により定められた準住居地域における数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
第2種 特別工業地区	(1) 図書館、博物館その他これらに類するもの (2) 風俗営業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舎その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りでない。 ア 工場、倉庫及び店舗（以下「当該工場等」という。）と一団の敷地で総合的に建設されたもの イ 当該工場等の管理のために必要な住宅又は当該工場等に従事する者のための寄宿舎 ウ 居住の用に供する部分の床面積の合計が、当該工場等の用に供する部分の床面積の合計の2分の1を超えないもの
第3種 特別工業地区	(1) 風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物 (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 畜舎で床面積が15平方メートルを超えるもの (4) 次に掲げる事業を営む工場 ア 原動機を使用する魚肉の練製品の製造 イ めっき ウ 玩具煙火の製造 エ せっけんの製造 オ 魚粉又はこれを原料とする飼料の製造 カ 羽毛又は毛の洗浄、染色又は漂白 キ ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白 ク レディミクストコンクリートの製造 ケ ドラム缶の洗浄又は再生 コ スプリングハンマーを使用する金属の鍛造 サ 自動車、自動二輪車その他これらに類するものの解体 (5) 政令第130条の9の規定により定められた準住居地域における数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
第4種 特別工業地区	(1) 風俗営業法第2条第1項第4号及び第5号に掲げる風俗営業の用に供する建築物 (2) カラオケボックスその他これに類するもの
第1種 商業専用地区	(1) 風俗営業法第2条第1項第4号に掲げる風俗営業の用に供する建築物 (2) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (3) 畜舎で床面積が15平方メートルを超えるもの (4) 次に掲げる事業を営む工場 ア 原動機を使用する魚肉の練製品の製造 イ めっき ウ 自動車、自動二輪車その他これらに類するものの解体 (5) 政令第130条の9の規定により定められた準住居地域における数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物